

須坂市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1 人口減少や高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）の規定に基づき、須坂市地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2 地域おこし協力隊は、地域の活性化に資する次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 農林業、商業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域の課題やニーズの解決に向けた活動
- (4) 地域行事及びコミュニティ活動に関する活動
- (5) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(用語の意義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づいて指定された地域をいう。
- (3) 都市地域 条件不利地域を有しない市町村をいう。

(地域おこし協力隊員の要件)

第4 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 3大都市圏内の都市地域並びに札幌市、仙台市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち条件不利地域以外の地域に生活の拠点を置く住民で、委嘱の日以降、須坂市内に住民票を移す者

(2) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

(委嘱期間)

第5 隊員の委嘱期間は1年以内とし、年度を超えないものとする。

2 市長は、前項の委嘱期間を超えない範囲で再度委嘱することができる。この場合において、その委嘱回数は2回を限度とする。

(身分)

第6 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(活動条件)

第7 隊員の活動日は、須坂市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第9号）に規定する職員の例による。この場合において、市長は、隊員に活動を要しない日において特に活動することを命じた場合には、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し、振り替えることができる。

2 隊員の活動時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な活動時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。活動時間については活動内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとする。

(報酬等)

第8 隊員の報酬は、月額166,000円とする。

2 報酬の支給方法は、須坂市常勤的非常勤職員取扱規程（昭和63年訓令第2号）に規定する嘱託職員（1種）の例による。

3 市長は、隊員に手当の支給は行わない。ただし、隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で負担することができる。

4 市長は、隊員に公務のための旅行を命じた場合は、須坂市職員等の旅費支給条例（昭和63年条例第4号）の規定に準じて旅費を支給する。

5 市長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

6 市長は、隊員の活動を支援するため、地域協力活動に必要な事務を法人又は団体に委託することができる。

(隊員の活動の特例)

第9 隊員は、活動時間以外において、市長が認める次に掲げる活動等を行うことができる。

- (1) 地域協力活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等
- (2) 隊員の活動終了後の定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動であって、対価を得る活動等

(隊員の遵守事項)

第10 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 活動時間以外であっても市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は地域協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(解任)

第11 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは隊員の遵守事項に違反し、又は地域協力活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、地域協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退任願いを提出したとき。
- (4) 地域協力活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。

(秘密の保持)

第12 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市長の役割)

第13 市長は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行う。

- (1) 隊員の年間活動計画の作成
- (2) 隊員の行う活動に関する総合調整
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか隊員の円滑な活動に必要な事項

(公務災害補償)

第14 隊員の公務災害補償については、他の制度による補償を受けられない場合は、須坂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第23号）の規定に準じて補償する。

（補則）

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。